

令和4年第4回定例会議決結果

番 号	議 案 名	結 果
議案第51号	令和4年度鹿嶋市一般会計補正予算（第7号）	原案可決
議案第52号	令和4年度鹿嶋市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第53号	令和4年度鹿嶋市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第54号	令和4年度鹿嶋市介護保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第55号	令和4年度鹿嶋市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第56号	令和4年度鹿嶋市公共料金等集合支払特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第57号	令和4年度鹿嶋市下水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第58号	令和4年度鹿嶋市水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第59号	鹿嶋市農業集落排水事業の設置等に関する条例	原案可決
議案第60号	鹿嶋市議会議員及び鹿嶋市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例及び鹿嶋市議会議員及び鹿嶋市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第61号	鹿嶋市職員の給与に関する条例及び鹿嶋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第62号	鹿嶋市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第63号	鹿嶋市行政組織条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第64号	鹿嶋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第65号	鹿嶋市介護保険条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第66号	鹿嶋市任期付市費負担教職員の採用、給与及び勤務条件等の特例に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第67号	鹿嶋市立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第68号	損害賠償の額を定め、和解することについて	原案可決
令和4年請願第5号	手話を言語として普及できる環境整備を求める意見書の提出を求める請願	採 択
令和4年請願第6号	インボイス制度の実施中止を求める意見書に関する請願書	不採択
令和4年請願第7号	高齢者・障がい者に対する鍼灸マッサージ施術費助成制度の鹿嶋市において導入の可否の調査検討を議会に求める請願書	採 択
意見書第4号	手話を言語として普及できる環境整備を求める意見書	原案可決
令和4年陳情第6号	地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援の要望	採 択

【議案説明】

議案第51号 令和4年度鹿嶋市一般会計補正予算（第7号）

1 歳入歳出予算の補正について

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億9,240万9,000円を追加し、総額256億9,398万6,000円となりました。

歳入の主なものとして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などによる国庫支出金の増2億125万3,000円、財政調整基金繰入金などによる繰入金の増9,679万9,000円、前年度繰越金の増2億5,880万8,000円などを見込みました。

歳出の主なものとして、返還金などによる教育・保育施設入所支援事業の増1億457万円、不適物処分委託料などによるごみ処理施設管理経費の増3,585万1,000円、賄材料費などによる学校給食センター経費の増3,274万円などを計上しました。

2 債務負担行為の補正について

債務負担行為は、給食調理委託料、鹿島地方事務組合分担金（新可燃ごみ処理施設長期包括運營業務委託分）、道路維持補修工事費、小中学校校務支援システム借上料について新たに設定しました。

3 地方債の補正について

市債は、小学校施設整備事業、道路整備事業、社会福祉施設整備事業について限度額を変更しました。

議案第52号 令和4年度鹿嶋市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ322万2,000円を追加し、総額68億1,698万4,000円となりました。

歳入として、繰越金の増322万2,000円を見込みました。

歳出として、保険給付費の増100万円、保健事業費の増11万1,000円、諸支出金の増211万1,000円を計上しました。

議案第53号 令和4年度鹿嶋市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,875万6,000円を追加し、総額9億1,259万1,000円となりました。

歳入として、後期高齢者医療保険料の増7,000万円、繰入金の増825万6,000円、諸収入の増50万円を見込みました。

歳出として、後期高齢者医療広域連合納付金の増7,825万6,000円、諸支出金の増50万円を計上しました。

議案第54号 令和4年度鹿嶋市介護保険特別会計補正予算（第2号）

1 歳入歳出予算について

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,360万9,000円を追加し、総額47億4,834万4,000円となりました。

歳入として、国庫支出金の増1,601万8,000円、支払基金交付金の増2,277万6,000円、県支出金の増1,139万8,000円、繰入金の増1,104万円、諸収入の増1,237万7,000円を見込みました。

歳出として、総務費の増49万5,000円、保険給付費の増9,673万9,000円、諸支出金の増24万1,000円、積立金の減2,386万6,000円を計上しました。

2 債務負担行為について

債務負担行為は、高齢者等安心見守り事業委託料について限度額を設定しました。

議案第55号 令和4年度鹿嶋市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ210万7,000円を追加し、総額8,326万1,000円となりました。

歳入として、一般会計繰入金の増39万5,000円、繰越金の増171万2,000円を見込みました。

歳出として、農業集落排水費の増210万7,000円を計上しました。

議案第56号 令和4年度鹿嶋市公共料金等集合支払特別会計補正予算（第1号）

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1,247万7,000円を追加し、総額3億6,147万7,000円となりました。

歳入として、繰替金収入の増1億1,247万7,000円を見込みました。

歳出として、集合支払費の増1億1,247万7,000円を計上しました。

議案第57号 令和4年度鹿嶋市下水道事業会計補正予算（第2号）

収益的収支については、既定の収入予算総額に、営業外収益2,013万6,000円を追加し、総額14億5,365万5,000円を見込みました。

支出として、既定の支出予算総額に、営業費用2,970万8,000円を追加し、総額14億3,798万3,000円を計上しました。

資本的収支については、既定の収入予算総額に、国庫補助金301万7,000円を追加し、総額5億336万9,000円を見込みました。

支出として、既定の支出予算総額から、建設改良費100万円を減額し、総額9億8,502万円を計上しました。

議案第58号 令和4年度鹿嶋市水道事業会計補正予算（第2号）

収益的収支については、既定の収入予算総額に増減はありませんが、既定の支出予算総額に、営業費用 589 万 5,000 円を追加し、総額 17 億 1,668 万 1,000 円を計上しました。

資本的収支については、既定の収入予算総額に増減はありませんが、既定の支出予算総額に、建設改良費 1,680 万円を追加し、総額 14 億 6,902 万 2,000 円を計上しました。

議案第59号 鹿嶋市農業集落排水事業の設置等に関する条例

令和5年4月1日から農業集落排水事業に地方公営企業法の財務規程等を適用するため、条例を制定するものです。

議案第60号 鹿嶋市議会議員及び鹿嶋市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例及び鹿嶋市議会議員及び鹿嶋市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

公職選挙法施行令の改正により、選挙運動用ポスター等の作成に係る国政選挙の基準の限度額が最近における物価の変動等を踏まえて引き上げられたことに準じ、本市の公費負担についても限度額を引き上げるため、条例の一部を改正するものです。

議案第61号 鹿嶋市職員の給与に関する条例及び鹿嶋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

民間給与との較差是正のための人事院勧告及び国家公務員に係る一般職の給与に関する法律改正に準じて給料及び勤勉手当の引上げを行うため、関連する条例の一部を改正するものです。

議案第62号 鹿嶋市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員に準じて市長等の期末手当の引上げを行うため、条例の一部を改正するものです。

議案第63号 鹿嶋市行政組織条例の一部を改正する条例

令和5年4月の行政組織改編に伴い、市長の権限に属する事務を処理させる部等の名称及び事務分掌を改めるため、条例の一部を改正するものです。

議案第64号 鹿嶋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

常勤職員に準じて会計年度任用職員の給料の引上げを行うため、条例の一部を改正するものです。

議案第65号 鹿嶋市介護保険条例の一部を改正する条例

普通徴収に係る介護保険料の納期の変更等を行うため、条例の一部を改正するものです。

議案第66号 鹿嶋市任期付市費負担教職員の採用、給与及び勤務条件等の特例に関する条例の一部を改正する条例

茨城県人事委員会勧告に基づき県費負担小中学校講師の給料表が改正されたことに準じ、市費負担教職員の給料表を改正するため、条例の一部を改正するものです。

議案第67号 鹿嶋市立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例

まちづくり市民センター及び各地区まちづくりセンターと公民館の名称が混在することがわかりにくいとの声が市民から多く寄せられている状況を踏まえ、まちづくり市民センターは中央公民館に、各地区まちづくりセンターはそれぞれ地区公民館に令和5年4月1日から名称を一本化するため、条例の一部を改正するものです。

議案第68号 損害賠償の額を定め、和解することについて

ト伝の郷運動公園で発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、議会の議決を求めるものです。

令和4年請願第5号 手話を言語として普及できる環境整備を求める意見書の提出を求める請願

[請願の要旨]

手話とは、日本語を、音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。2006年12月に採択された国連の障害者権利条約には「手話は言語」であることが明記されており、日本においても、国内法の整備が進められ、2011年8月に成立した「改正障害者基本法」において「全て障害者は、可能な限り言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」が定められた。また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務

づけており、市は、手話が音声言語と対等な言語であることを広く住民に広め、さらには、子どもたちが、言語を習得するための手段として手話を学び、手話を通して言葉を獲得する方法を身につけ、手話を言語として普及、研究することができる環境整備を整えることが必要であると考えます。

こうした観点から、下記の事項を実現するため市に意見書を提出することを要請します。

[請願事項]

手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語の理解と広がりをもって地域で支え合い、手話言語を使って安心して暮らすことができる環境整備を求める意見書の提出。

令和4年請願第6号 インボイス制度の実施中止を求める意見書に関する請願書

[請願主旨]

消費税のインボイス制度実施中止を求める意見書を採択し、国に提出して頂くこと

[請願理由]

新型コロナ感染の影響で景気回復が見通せず、中小事業者の経営困難が続く中で、2023年10月から消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）が実施されようとしています。

世界では付加価値税（消費税）を引き下げる動きが広がっているなか、財務省は消費税のインボイス制度を実施して、消費税収を2,480億円も増やそうとしています。消費税のインボイス制度は年間売上1,000万円以下の小規模事業者やフリーランスを課税業者に仕立て上げ消費税を搾り取るという計画です。

免税業者を取引から排除しかねないインボイス制度は、事業者間の取引慣行を壊し、免税点制度を実質的に廃止するものです。仕入れや経費に含まれる消費税を価格や単価に転嫁できなければ、ベンチャーもフリーランスも育ちません。

消費税課税業者にとっても、インボイス制度導入による問題点とは無関係ではなく、簡易課税制度が廃止または縮小されて事業者の負担が重くなる可能性や、取引先との間で消費税をめぐる混乱や分断を招く恐れもあります。

特に、鹿嶋市は大手企業が立地する「鹿島臨海工業地帯」が展開されており、下請けとして現場第一線で働く小規模建設事業者の出入りも多いことから、インボイス制度導入に伴う経営難による廃業などが増えれば、工業地帯の生産力を担う現場の働き手を失う事態になりかねません。

また、高齢者の社会参加促進や生きがいの充実などに貢献しているシルバー人材センター事業においては、会員が請負契約を結び個人事業主として配分金（収入）を得ていることから、会員が課税業者になるか、シルバー人材センターが会員への配分金に含まれる消費税を負担するか、厳しい選択を迫られることになるなど、インボイス制度導入が与える影響は広範囲です。

地域経済が疲弊する中で、中小商工・農漁業者は事業継続や雇用維持に必死の努力を続けており、インボイス制度に対応できる状況ではありません。多くの中小企業団体や税理士団体も「凍結」「延期」「見直し」を表明し、現状での実施に踏み切ること懸念の声を上げています。

新型コロナ危機を克服し、新しく構築すべき経済・社会においても、地域に根ざして活動する中小業者の存在が不可欠です。

鹿嶋市議会におかれまして、フリーランスやシルバー人材センターなどを含め多様な働き方が主流となっている現代で、中小事業者の暮らしと商売をつぶすインボイス制度実施の中止を求める『意見書』を国へご提出頂きますようお願い申し上げます。

令和4年請願第7号 高齢者・障がい者に対する鍼灸マッサージ施術費助成制度の鹿嶋市において導入の可否の調査検討を議会に求める請願書

[請願の要旨]

- ・鍼灸マッサージ施術費助成制度の鹿嶋市において導入の可否の調査検討を議会に求めるものであります。
- ・助成金の導入については全額負担を想定しているものではなく、1回あたりの助成費や回数について、鹿嶋市の財政力や福祉予算に見合った金額等については制限があるものと考えております。
- ・本請願によって費用負担の軽減が図られるのは、鍼灸マッサージ師ではなく患者である鹿嶋市民の方々です。

[請願の理由]

身体障がい者、特に視覚障がい者は、職業選択の幅も少なく限られた職種に就労している。そして鍼灸マッサージ業はその受け皿となる職業として多くの視覚障がい者が従事している。表題の鍼灸マッサージ施術費助成制度については、視覚障がい者による鍼灸マッサージ業の需要の喚起につながると同時に、関節痛・リウマチ・神経痛などに悩んでいる方の痛みを緩和する有効な施術についての、施術料の負担軽減につながる制度である。この制度については、全国では289の市町村で導入されており、茨城県においては、水戸市、土浦市、日立市、常陸大宮市、常陸太田市、つくば市、東海村で導入されています。近隣の千葉県では17市町村で導入されています。また視覚障がい者による鍼灸マッサージ業界は近年、まれにみる経営不振に陥っております。その理由の1つ目は新型コロナウイルスによる影響です。施術者と患者が密接した状態で行われる鍼灸マッサージは、感染を恐れる高齢者や身体障がい者の方々の利用が控えられており、現在もその影響が続いています。次に、物価高騰による患者の減少があります。鍼灸マッサージを利用するお客さまの傾向としては、高齢・身体的な障がいをお持ちの方が多いため、その方々は各種年金が主たる収入源となっております。そのため、生活にかかる固定費が上昇しているため、

身体の痛みを緩和させるための治療にお金をまわす余裕がなく、鍼灸マッサージの患者が減少傾向にあります。この助成制度を使わなくても、健康保険制度で対応できるとの意見があります。健康保険制度を利用するには、医師の同意書がなければ利用することができません。確かに、無制限な制度の利用は制度を破綻させてしまいます。しかしながら、医師の同意書が得られなくても、鍼灸マッサージを受けることで、身体の痛みが緩和される患者様がいらっしゃるの事実です。ですから、自費で鍼灸マッサージを受ける患者様がいます。身体の痛みの緩和という、日常生活の質の維持に大きく関わる治療であるにもかかわらず、患者様の収入の多い少ないによって、利用が制限されることは不幸なことです。また、住んでいる市町村によって、このような福祉サービスが受けられないことも市民にとって不幸なことであります。

この助成制度は、鍼灸マッサージの経営者に直接的な助成金が入る仕組みではありません。あくまでも、身体の痛み悩んでいるが、経済的な理由で痛みを緩和するための施術を受けられない、鹿嶋市民の方々の生活の質の向上に資するものであります。

われわれ視覚障がい者である鍼灸マッサージ師は、そのお手伝いをしながら、鍼灸マッサージという仕事を通して社会に貢献しております。障がいはあっても引き続き自立した生活を送っていくために、本助成制度の鹿嶋市における導入の可否について、鹿嶋市議会の諸先生方におかれまして、前向きな議論をしていただきたくお願いさせていただくものであります。

意見書第4号 手話を言語として普及できる環境整備を求める意見書

手話とは、日本語を、音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語です。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。2006年12月に採択された国連の障害者権利条約には「手話は言語」であることが明記されており、日本においても、国内法の整備が進められ、2011年8月に成立した「改正障害者基本法」において「全て障害者は、可能な限り言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」が定められております。また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、市は、手話が音声言語と対等な言語であることを広く住民に広め、さらには、子どもたちが、言語を習得するための手段として手話を学び、手話を通して言葉を獲得する方法を身につけ、手話を言語として普及、研究することができる環境整備を整えることが必要であると考えます。よって、本市議会は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語の理解と広がりをもって地域で支え合い、手話言語を使って安心して暮らすことができる環境整備を整えるよう意見書を提出します。

令和4年陳情第6号 地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援の要望

我が国においては、人口減少、少子高齢化が進展している中で、誰もがいくつになっても活躍できる社会の実現が求められています。シルバー人材センターは、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献しています。企業においては、七十歳までの就業機会の確保が努力義務とされる一方で、シルバー人材センターについても、人手不足分野等での就業機会の開拓・マッチング機能や地域ごとの実情を踏まえた積極的な取組の強化が求められています。新型コロナウイルス感染症が完全に収束しないという状況ですが、国の施策の実現や、地方自治体の施策、地域社会の期待に応えるべく、私たちは今、平成三十年代から令和六年度までの七年間を期間とする「第二次会員百万人達成計画」を踏まえ、会員拡大、とりわけ女性会員の拡大や企業退職（予定）者層への働きかけの強化の取組を強力に推進しているところであり、八十歳を超えても活躍できる就業機会の創出に努めています。また、「自主・自立、共働・共助」という理念のもと、高齢者の安全就業を確保し、国が定めた適正就業ガイドラインを順守しつつ、

- ①介護予防・日常生活支援総合事業、介護施設の介護の周辺業務の切り出し等による要支援高齢者に対する支援事業
- ②放課後児童クラブの担い手など子育て中の現役世代や子供たちへの支援事業
- ③人手不足や働き方改革に取り組む地元企業に向けたシルバー派遣等の事業
- ④空き家管理・墓地清掃、遊休地を活用した農園事業など、地域の課題解決に資する事業等を重点に取り組み、地域社会の発展と就業意欲のある高齢者の受け皿としての役割を果たしてまいる決意です。

つきましては、令和五年度のシルバー人材センター事業の推進のために必要なセンターに対する補助金等の確保を要望いたします。

特に、各自治体においては厳しい財政事情の中ですが、国の補助金と同額以上の補助金の確保や、センターに対する鹿嶋市からの事業発注の確保について、強く要望いたします。また、令和五年十月に導入予定の消費税における「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が施行されると、免税事業者である会員と取引関係にあるシルバー人材センターには、相当額の新たな税負担が発生します。公益法人であるシルバー人材センターは収支相償が原則であり、新たな税負担はまさに死活問題となるため、安定的な事業運営が可能となる措置を要望いたします。